

特定非営利活動法人 沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆいの役員
の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

(1) 役員とは、定款第13条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(報酬及び費用の支給)

第3条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、
旅費等の実費、また職員として職務を遂行した際は賃金規程に基づき、支給することができ
る。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の決議をもとにこれ
を定める。

附則

この規定は、2021年4月1日から施行する。